

自殺予防週間

9月10日の「世界自殺予防デー」にちなみ、毎年9月10日～16日は自殺予防週間です。現代社会では、誰もが心の健康を損なう可能性があります。市では随時相談を受け付けているので、一人で悩みを抱え込まず、誰かに相談しましょう。

市以外の主な相談窓口

| 相談窓口 | 開設時間 |
|-----------------------------|------------------------------------|
| こころの健康相談(☎0570・064・556) | 【月～金】午前9時～午後10時(年末年始・祝日を除く) |
| 県こころの健康センター(☎027・263・1156) | 【月～金】午前9時～午後5時(年末年始・祝日を除く) |
| 藤岡保健福祉事務所(☎221420) | 【月～金】午前8時30分～午後5時15分(年末・祝日を除く) |
| 群馬いのちの電話(☎027・221・0783) | 【毎日】午前9時～午前0時 【第2・4金】午前9時～翌午前9時 |
| 自殺予防「いのちの電話」(☎0120・738・556) | 【毎月10日】午前8時～翌午前8時 |

問い合わせ 福祉課(☎2384)

その他

犬・猫の適正飼養のお願い



近年犬や猫に関する相談が増えています。犬や猫を飼う場合は次のことに留意しましょう。

犬の飼い方

留意事項 △犬の登録と狂犬病予防注射は法律で義務付けられています。犬を飼い始める際は登録と狂犬病予防注射を済ませてください▽犬の放し飼いは県条例で禁止されています。必ずリードなどにつなぎましょう▽犬のふん尿は飼い主が責任を持って処理してください▽犬にストレスがたまらないよう、1日1回は一定の時間散歩をさせましょ

う▽その他、しっかりとしつけをし、近隣の人の迷惑とならないよう注意しましょう

猫の飼い方

留意事項 △他の猫とのけんか・交通事故などに巻き込まれたり、ノミやマダニを家に持ち込んだりしないよう、屋内での飼育を推奨します▽屋外で飼っている猫による鳴き声やふん尿のトラブルが発生しています。しっかりとしつけをしましょう▽猫の繁殖力は非常に旺盛なため、飼い猫の避妊・去勢手術をしましょう
その他 野良猫への無責任な餌やりは、いたずらに猫の繁殖を助長し、不幸な猫を増やすこととなりますのでやめましょう

問い合わせ 環境課(☎2664)

チノビオトープフォレスト認定式・自然観察会

チノ内のビオトープフォレスト(自然と触れ合える空間)が、環境教育における体験の機会として、県が初めて認定することになりました。認定式と同時にビオト

多重債務者無料相談会

弁護士や司法書士による債務整理相談、多重債務者支援団体による生活の建て直し相談、こころの健康相談を面接により行います。秘密は厳守します。
日時 10月3日(水)午後6時～7時30分(要予約)
会場 市役所第1会議室
定員 12人(先着順)
相談料 無料
申し込み・問い合わせ 市消費生活センター(☎201133)

市民投稿

※公の業務とは関係ありません
掲載希望者は広報広聴係へ

初心者詩吟体験教室

一緒に詩吟をやってみませんか。
日時 10月9日・16日・23日の火曜日、午後2時～3時30分
会場 藤岡公民館
参加料 無料
申し込み・問い合わせ 上武吟魂会秋山さん(☎230652)

不動産合同公売のお知らせ

市税の滞納処分として差し押さえた不動産(土地・建物)を入札によって公売します。今回の合同公売は、本市と高崎市、安中市、富岡行政県税事務所との合同で実施します。本市以外の物件については、各執行機関にお問い合わせください。



藤岡市の物件

| 物件 | 所在 | 内容 | 面積 | 最低入札価格 | 公売保証金 |
|-----|-----|--------------|----------------|--------|-------|
| 物件1 | 東平井 | 土地1筆 住宅1棟 | 803㎡ 115.5㎡ | 180万円 | 18万円 |
| 物件2 | 下大塚 | 土地1筆 | 485㎡ | 18万円 | 2万円 |
| 物件3 | 下戸塚 | 土地2筆 | 571㎡ | 110万円 | 11万円 |

日時 11月21日(水)午後1時受け付け開始
会場 高崎市役所
持ってくる物 公売保証金・印鑑・委任状・身分証明書など
その他 詳細は、公売広報・市ホームページで確認してください。公売は直前で中止する場合があります。

問い合わせ 納税相談課(☎2831)

プ内が一般公開されるので見学してみませんか。
日時 9月13日(木)午前10時～
会場 (株)チノノ藤岡営業所
問い合わせ 県環境政策課(☎027・226・2821)

土地価格無料相談会

10月は土地月間です。土地は私たちにとって貴重な資源であり、日常生活や経済活動に欠かせない基盤です。土地についての理解を深めるための無料相談会を開催します。
日時 10月4日(木)午前10時～午後3時
会場 市役所第1会議室
内容 不動産鑑定士が土地・建物価格や地代、家賃などの相談に応じます

問い合わせ 県地域政策課(☎027・226・2366)・県不動産鑑定士協会(☎027・243・3077)・都市計画課(☎2824)

大規模な土地取引には届け出を

一定面積以上の土地取引を行った場合、買い主は市町村を経由して県知事宛てに届け

事業主の皆様へ「働き方」が変わります



2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されます。
内容 ①時間外労働の上限規制導入②時間外労働の上限は、月45時間・年360時間を原則とします③年次有給休暇の確実な取得④使用者は10日以